



都道府県による管内市町村保健師の 人材育成の取組に関する調査 結果概要

厚生労働省健康局健康課
保健指導室

都道府県による管内市町村保健師の 人材育成の取組に関する調査

【調査目的】

「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ」(平成28年3月)において、自治体保健師の能力養成は、各自治体で体系的な人材育成を図ることが重要であることが示されたところである。

このため、各都道府県による管内市町村保健師の人材育成状況を把握するため、調査を行った。

なお、調査時点は平成28年5月(集合研修の実施状況については平成28年度)である。

【実施期間】

平成29年6月9日(金)～平成29年6月26日(月)

【対象】

都道府県(47自治体)(回収率100%)

【主な調査項目】

- ・ 人材育成の実施状況について
- ・ 人材育成の内容について
- ・ 人材育成担当者との情報共有・意見交換の実施状況について
- ・ 管内市町村保健師に係る情報の把握状況及び、人材育成への活用状況について
- ・ 人材育成における保健所の役割について

管内市町村について

管内市町村数 1,741自治体

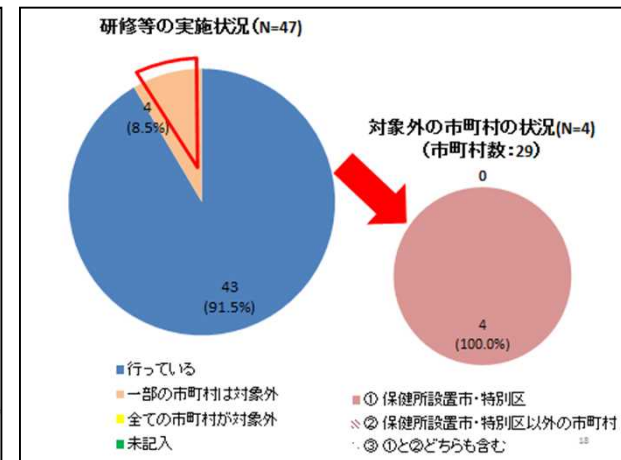
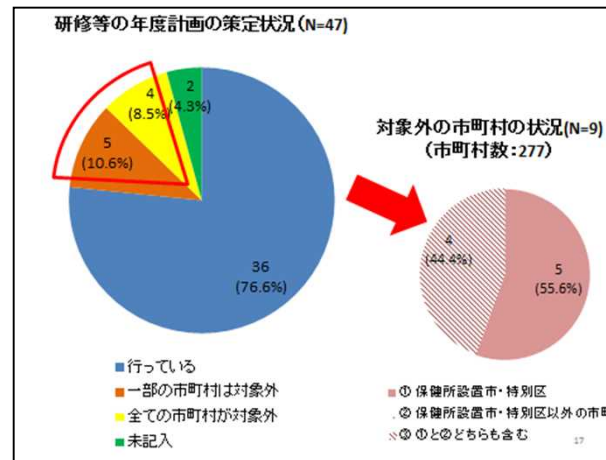
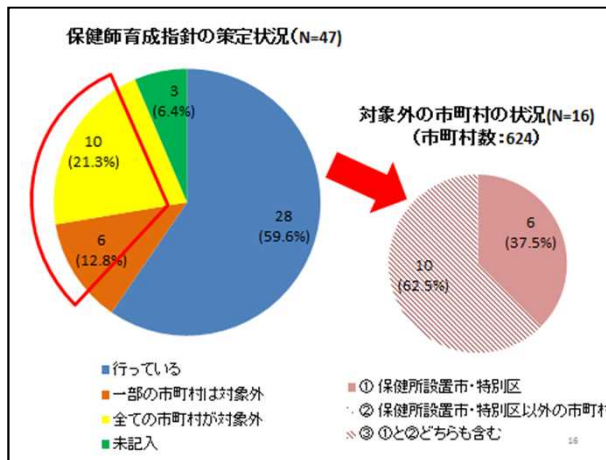
うち保健師配属あり 1,738自治体 (99.8%) 保健師配属なし 3自治体 (0.2%)

人材育成の実施状況について ①

管内市町村の保健師を対象とした人材育成の取組として、管内の全ての市町村を対象に以下の項目を行っている都道府県は、

- ・「保健師育成指針の策定」 : 28自治体 (59.6%)
- ・「研修等の年度計画の策定」 : 36自治体 (76.6%)
- ・「研修等の実施」 : 43自治体 (91.5%)

となっている。

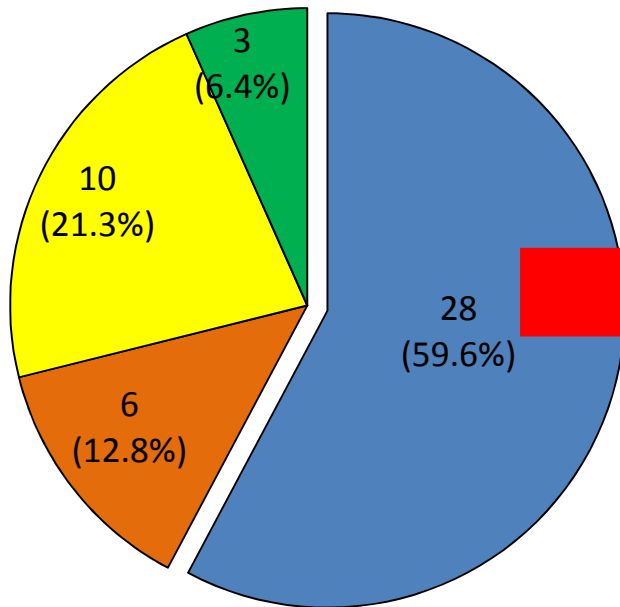


一部または全ての市町村を対象外としている理由は、「当該市町村が独自で人材育成を行っているため」が最も多い。

人材育成の実施状況について ②

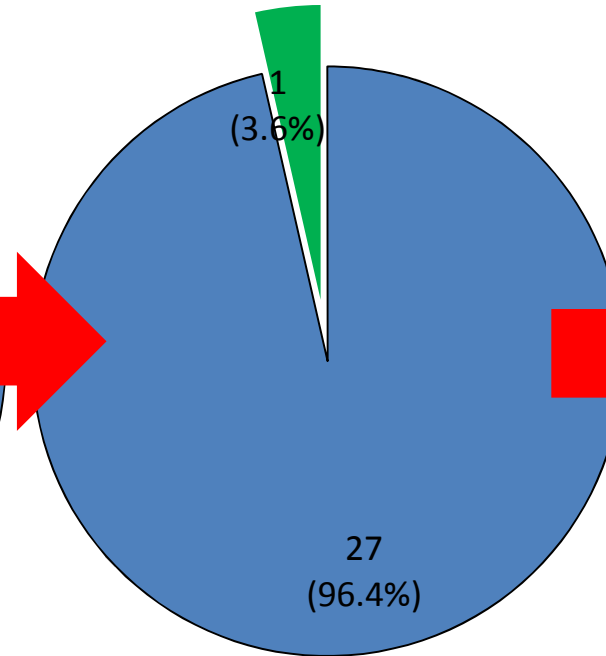
「保健師育成指針の策定」を行っている都道府県は、「研修等年度計画の策定」や「研修等の実施」を行っている。

保健師育成指針の策定状況
(N=47)



- 行っている
- 一部の市町村は対象外
- 全ての市町村が対象外
- 未記入

研修等年度計画の策定状況
(N=28)



- 行っている
- 一部の市町村は対象外
- 全ての市町村が対象外

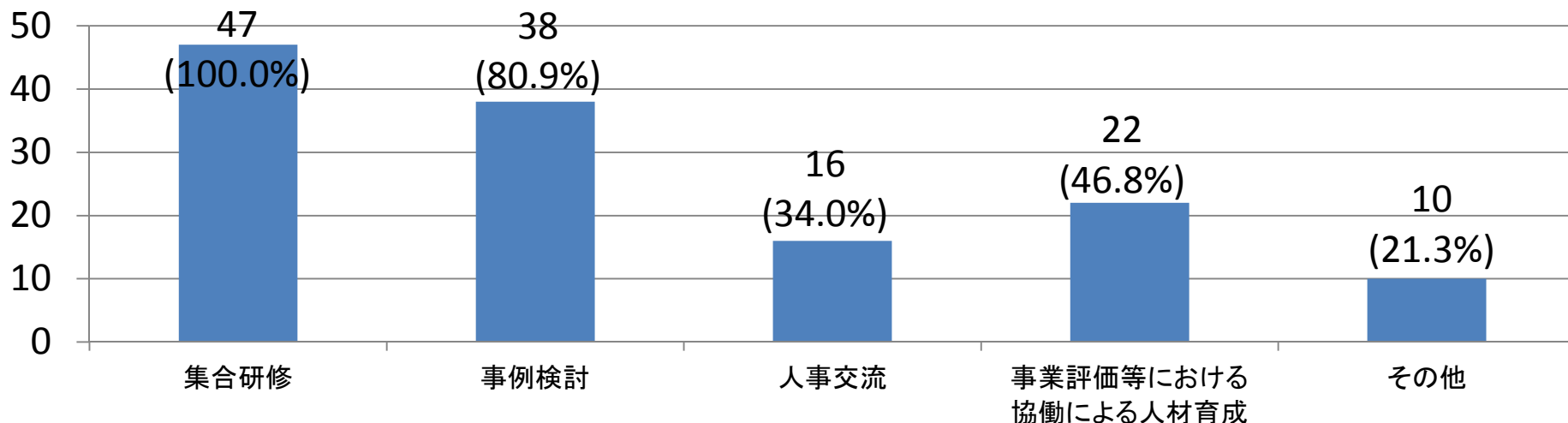
研修等の実施状況
(N=27)



- 行っている
- 一部の市町村は対象外
- 全ての市町村が対象外

人材育成の内容について

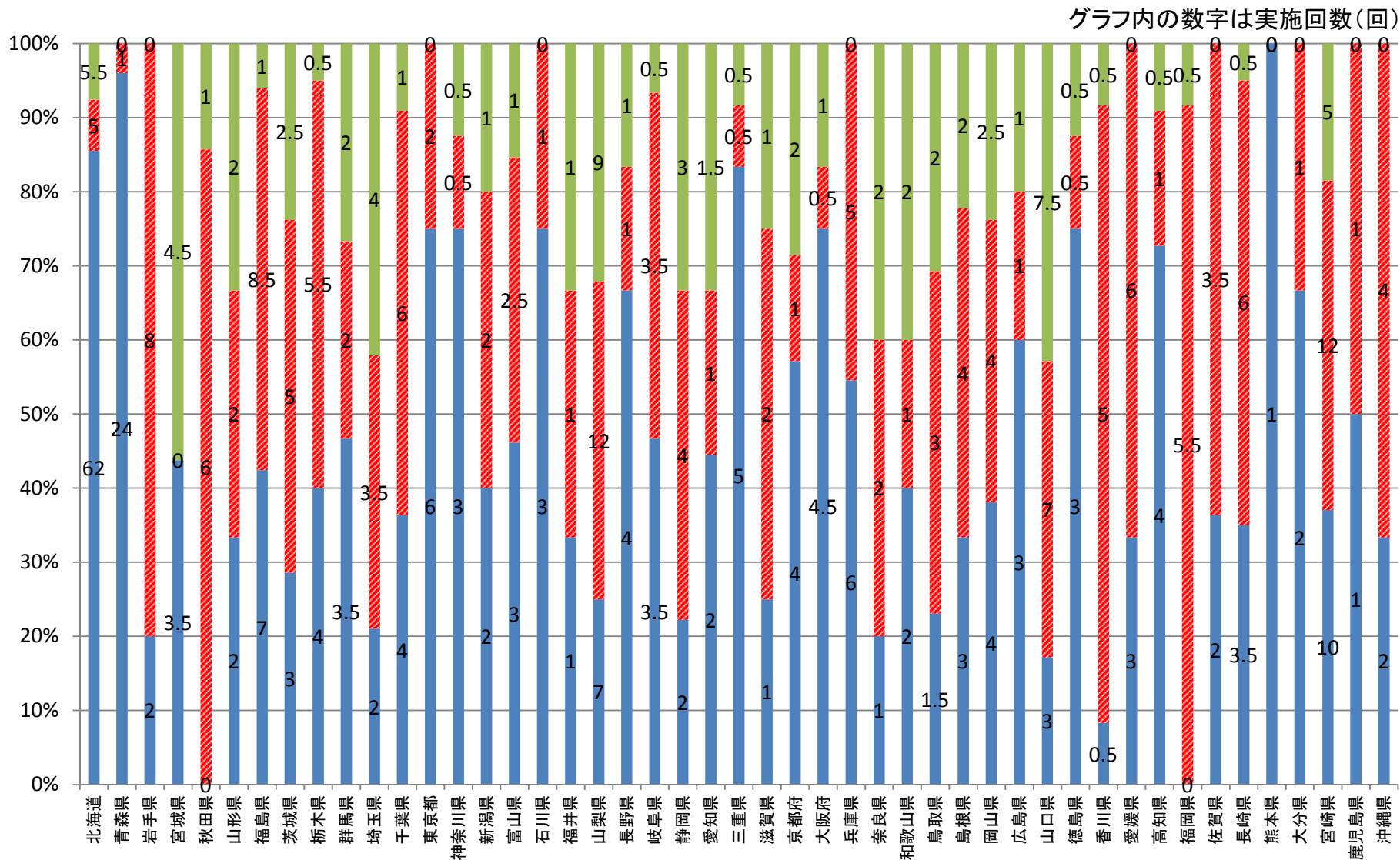
全ての都道府県で「集合研修」を実施しており、次いで「事例検討」の実施が多い



<その他の内容>

- ・ 保健所で研修、業務見学・体験、検討会、情報共有等を実施
- ・ 研究発表会を実施
- ・ 統括的保健師を対象とした連絡会議を実施
- ・ 年1回チェックリストを用いた自己点検を実施し、その評価結果を参考として、県全体や、地区ごとの研修企画立案に活用
- ・ 県が実施する研修のグループワークファシリテーターに、市町村プレリーダーを起用しOJTの力量形成を図る
- ・ 県保健師、市町村保健師、大学教員で人材育成に関する検討会を設置し、県保健師人材育成ガイドラインを策定

管内市町村の保健師を対象とした集合研修(階層別研修)の実施状況



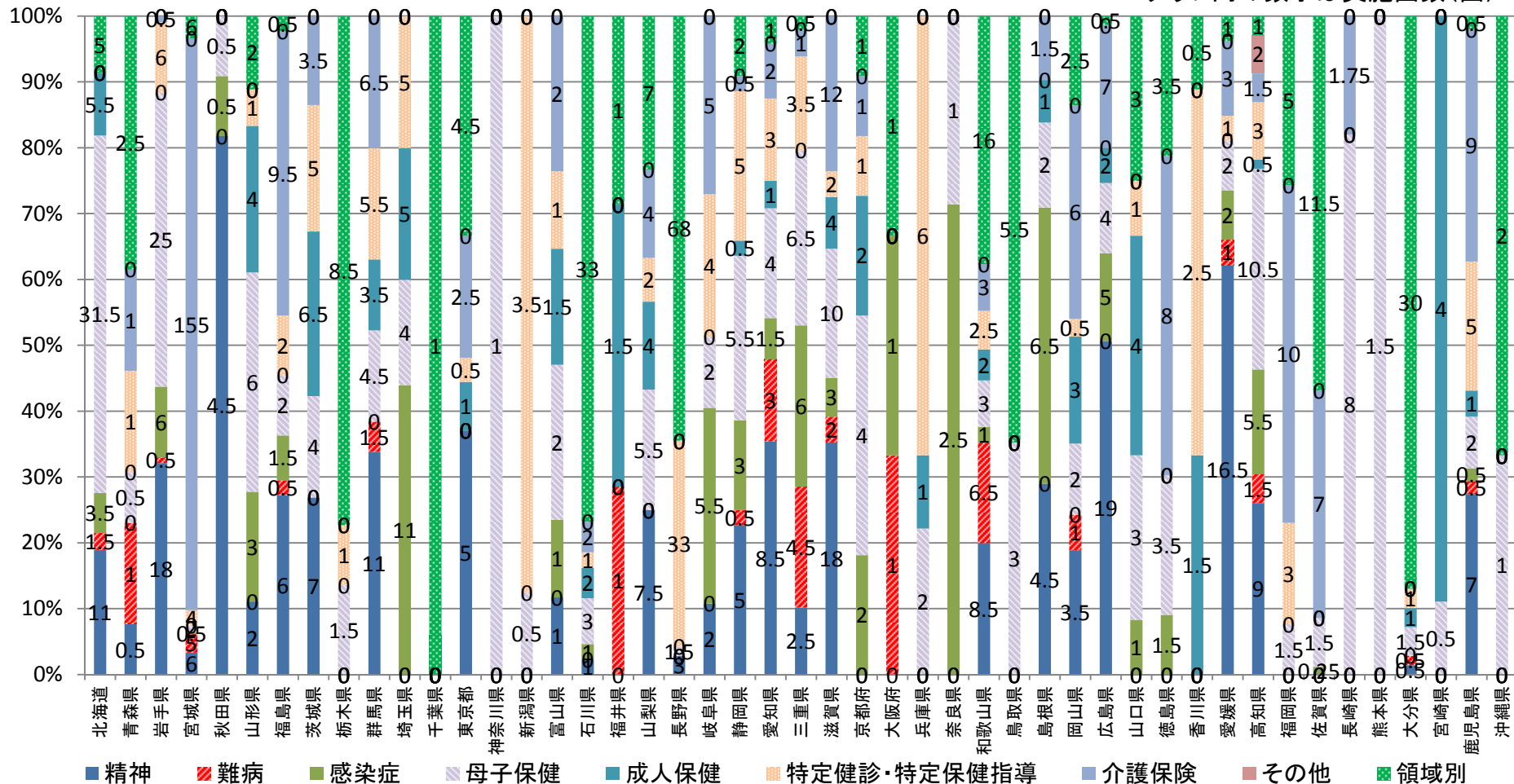
※1 半日研修を0.5回、1日研修を1回とする

※2 新任期保健師指導者(プリセプター)研修、実習指導者研修等は除く

※3 期をまたがる研修については、両方の期で計上

管内市町村の保健師を対象とした集合研修(業務別・領域別研修)実施状況

グラフ内の数字は実施回数(回)

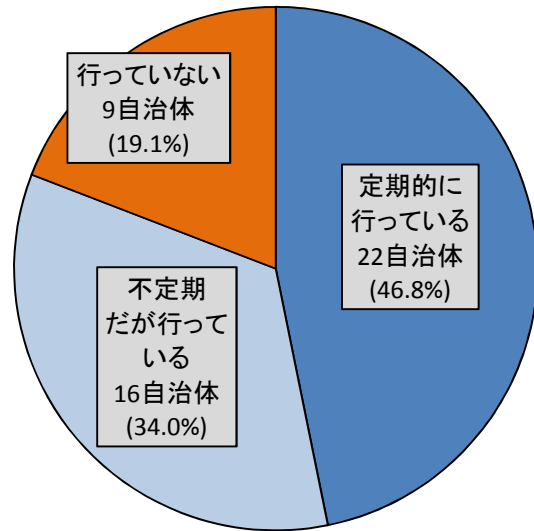


- ※1 半日研修を0.5回、1日研修を1回とする
- ※2 新任期保健師指導者(プリセプター)研修、実習指導者研修等は除く
- ※3 精神は、認知症、発達障害等を含む
- ※4 母子保健は、児童福祉、発達障害等を含む
- ※4 成人保健は、がん、糖尿病、CKD、たばこ、歯科、健康づくり、運動、食事、重症化予防等を含む

- ※5 特定健診・特定保健指導は、特定健診・特定保健指導制度に関するものを計上
- ※6 介護保険は、高齢者、認知症、地域包括ケアシステム、在宅療養等を含む
- ※7 領域別は、危機管理、地域診断、人材育成等を含む

人材育成担当者との情報共有・意見交換の実施状況について

「定期的」と「不定期」を合わせて、80.8%の都道府県で、管内市町村の人材育成担当者との情報共有・意見交換を行っている



＜情報共有・意見交換を行うために工夫していること＞

- ・ 情報共有・意見交換の場として検討会を設置
 - ▶ 都道府県全体の検討会の他に、管内の検討会を開催
 - ▶ 検討会設置要綱や事業実施要領を策定している
 - ▶ 検討会の年度計画を作成している
- ・ 管理期保健師の研修の中で情報共有・意見交換の場を設けている
- ・ 各市町村・各保健所の統括保健師又は保健指導者、プリセプター保健師を明確にしている

＜情報共有・意見交換を定期的に行っている場合の方法＞

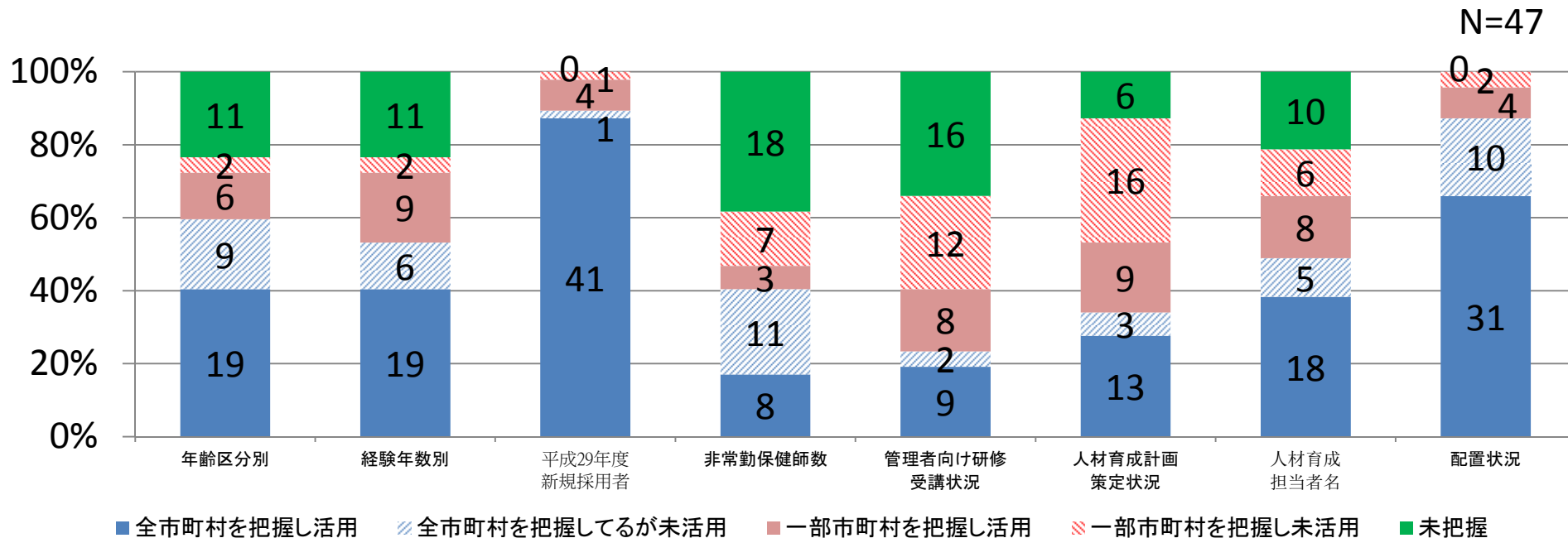
- ・ 会議等を開催
- ・ 各保健所において管内市町村を対象とした指導者研修を実施
- ・ 毎年度状況調査を実施

＜情報共有・意見交換を行っていない場合の理由＞

- ・ 市町村の人材育成担当者がいない、または把握できていないため
- ・ 保健所で適宜実施しているため

管内市町村保健師に係る情報の把握状況及び、人材育成への活用状況について

「平成29年度新規採用者の常勤保健師数」、次いで「配置状況(配属先、職位、統括・管理職保健師の配置状況等)」の割合が高い

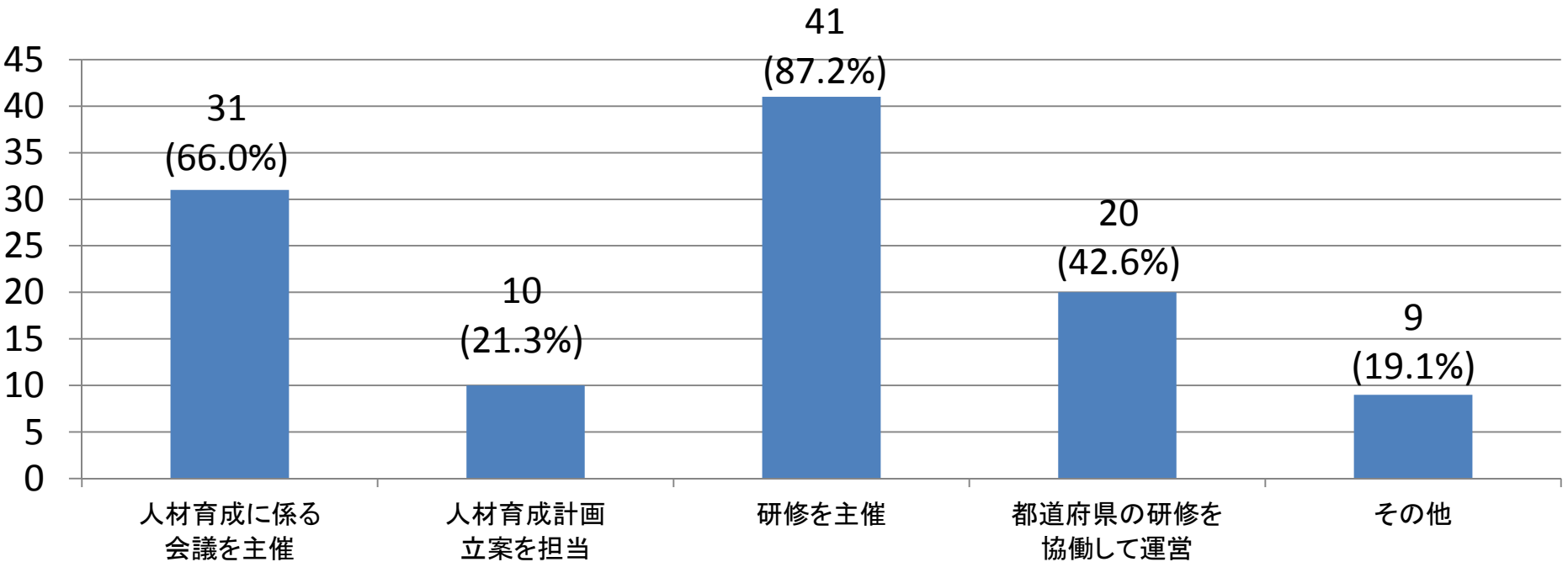


<その他活用している情報>

- ・ プリセプター保健師の配置状況、氏名、経験年数等
- ・ 市町村の保健活動計画、評価
- ・ 保健師活動指針や人材育成ガイドラインの活用状況
- ・ 獲得すべき能力の獲得状況(調査を実施)
- ・ 研究発表の実施状況、学会等への参加状況
- ・ OJTの実施状況
- ・ 大学等教育資源との連携状況

人材育成における保健所の役割について

「管内市町村の保健師の研修を主催」、次いで「管内市町村と保健師人材育成に係る会議を主催」の割合が高い



<その他の内容>

- ・ 市町村の状況把握、地域実情に応じた支援
- ・ 市町村の人材育成担当者の支援(情報提供、意見交換)
- ・ 保健所の管理職保健師等がコンサルタントとして市町村の研修受講生を指導
- ・ 職場外研修の実施 等